平成２４年（フ）第４１９号
大阪府寝屋川市緑町34番５号
破産者　福田　　豊
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３０号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番11―206号、従前の住所神戸市北区京地２丁目12番地の３
破産者　菅井　光子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００９号
広島県安芸郡熊野町出来庭３丁目５番45号
破産者　新宅　邦夫
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１０号
広島県安芸郡熊野町出来庭３丁目５番45号
破産者　新宅　藤江
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６号
広島市安佐南区中筋２丁目17番37―３号
破産者　岡嶋　由香
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０８号
香川県丸亀市飯野町東分2556番地１
破産者　真鍋　重俊
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５２号
北海道帯広市西17条北２丁目24番15号　シャルム17条205号室
破産者　日下　和信
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
仙台市青葉区新川字原田58番地の２
破産者　佐藤久美子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市若泉１丁目６番18号　キャッスル本庄壱番館207号室、申立時の住所群馬県太田市牛沢町1000番地63
破産者　松本　悟史
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目４番地12中央ハイツ502、開始決定時の住所神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―904号
破産者　古野　逸子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目４番地12中央ハイツ502、開始決定時の住所神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―904号
破産者　古野　裕介
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
横浜市西区楠町４番地３　藤和ハイタウン608号
破産者　古野　浩介
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８４号
横浜市磯子区岡村６丁目１番19号　ベルゾーネ大成Ｂ―105号
破産者　船江　直治
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３８号
神奈川県藤沢市遠藤695番地の３　羽根沢30―110
破産者　下窪　昭一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５２号
神奈川県大和市南林間５丁目７番29号
破産者　佐々木さつき
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４４号
横浜市緑区中山町1011番地７　パルコーポアイ305号
破産者　木村　義雄
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４５号
横浜市緑区中山町1011番地７　パルコーポアイ305号
破産者　鉄　登美子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
金沢市円光寺本町３番33号
破産者　越　とも子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６号
岐阜県瑞穂市古橋1231番地１
破産者　石井　伸浩
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係